

# 鹿児島大学大学院連合農学研究科長候補者選考規則

平成 16 年 4 月 1 日

鹿大連規則第 6 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、鹿児島大学の学部長等の任命等に関する規則(平成 16 年規則第 110 号)第 3 条第 2 項及び第 10 条の規定に基づき、鹿児島大学大学院連合農学研究科長(以下「研究科長」という。)候補者の選考について、鹿児島大学大学院連合農学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)が行うことを定めるものとする。

(候補資格者)

**第 2 条** 研究科長候補者は、鹿児島大学に専任として在職し、かつ、鹿児島大学大学院連合農学研究科の主任指導教員資格を有する教授(以下「候補資格者」という。)のうちから選考する。

(選考の時期)

**第 3 条** 研究科長候補者の選考は、鹿児島大学長からの推薦依頼に基づき行う。

(選考の方法)

**第 4 条** 研究科長候補者の選考は、意向投票による。

2 前項の意向投票は、第 1 次意向投票及び第 2 次意向投票とする。

3 意向投票は、第 1 次意向投票においては 3 名連記無記名投票により、第 2 次意向投票においては単記無記名投票により行う。

(第 1 次意向投票)

**第 5 条** 第 1 次意向投票は、候補資格者について投票する。

2 前項の投票の結果、得票多数の者 3 名をもって、候補適任者とする。ただし、得票同数の者があるときは、年長者を上位とする。

(所信表明書の作成依頼)

**第 6 条** 前条第 2 項に定める候補適任者 3 名に対し、所信表明書の作成意思を確認のうえ作成を依頼し、提出のあったものを研究科長候補者とする。

2 前項により研究科長候補者が 2 名となった場合は、当該 2 名を研究科長候補者とする。

3 第 1 項により研究科長候補者が 2 名に達しない場合は、前条の投票結果による次点者を順次繰り上げ、所信表明書の作成意思を確認のうえ作成を依頼し、提出があった 2 名を研究科長候補者とする。

(第 2 次意向投票)

**第 7 条** 第 2 次意向投票は、前条の研究科長候補者について投票する。

2 前項の投票は、1 回限りとする。

(投票資格者)

**第 8 条** 投票資格者は、連合農学研究科教員(客員教授及び客員准教授を除く。)とする。ただし、第 1 次意向投票においては、鹿児島大学に専任として在職する連合農学研究科教員とする。

2 前項の規定にかかわらず、それぞれの意向投票の公示日において、外国旅行中及び休職中の者(意向投票の公示日において、意向投票の日の前日までに帰国又は復職することが明らかである者は除く。)は、当該意向投票の投票資格者から除く。

(意向投票の成立)

**第9条** 第4条第2項に規定する意向投票は、投票資格者の過半数の投票をもって成立する。

(意向投票の管理)

**第10条** 研究科教授会は、第4条第2項に規定する意向投票の事務を管理させるため、第1次意向投票及び第2次意向投票ごとに意向投票管理委員会を置く。

2 意向投票管理委員会は、鹿児島大学大学院連合農学研究科教授会規則(平成16年鹿大連規則第2号)第2条第4号及び第5号の委員をもって組織する。ただし、第1次意向投票にあつては、鹿児島大学の委員をもって組織する。

3 前項で定める第4号委員(専任教員)が研究科長を兼ねている場合は、委員にはならないものとする。

4 第1次意向投票の意向投票管理委員会委員が候補適任者に選出されたときは、速やかにその職を辞する。

5 第1項の各意向投票管理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

6 委員長に事故があるときは、委員の互選により選出された者がその職務を代行する。

(候補者の推薦)

**第11条** 研究科長は、第7条により選出された研究科長候補者を鹿児島大学長に推薦するものとする。

2 前項の推薦にあつては、当該2名又は3名の略歴、所信表明書及び意向投票の結果(票数含む)を添付するものとする。

(意向投票結果の公示)

**第12条** 研究科教授会は、第5条(第6条含む)及び第7条に規定する意向投票の結果を公示する。

2 前項の公示については、別に定める。

(雑則)

**第13条** この規則の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前から在職する研究科長は、この規則により選考されたものとみなす。

この場合において、研究科長の任期は、第11条の規定にかかわらず、当該任期の残任期間と同一の期間とする。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第11条第1項に規定する研究科長が再任された場合の任期は、2年とする。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成26年9月5日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から任命される研究科長の選考等から適

用する。なお、施行日以前に行われた研究科長候補者の推薦等の手続きは、改正後の規定に基づく手続きを行ったものとみなす。